

2018年11月30日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と 子会社の監査等委員会設置会社への移行について

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するガバナンス体制の強化・充実に、日々取り組んでおります。そこで、2018年6月に公表された「コーポレートガバナンス・コード」の改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定も踏まえた現在のコーポレートガバナンス・コードへの対応状況、および子会社の監査等委員会設置会社への移行について、お知らせします。

1. コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

当社は、改訂後のコーポレートガバナンス・コードのすべての原則を遵守しており、別途提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書で詳細を開示します。

また、当社は、グループレベルでのガバナンスの高度化に対し不断の取り組みを行っており、これらを反映して「野村ホールディングス コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を改訂しました。詳細は、当社ホームページをご参照ください。

＜野村ホールディングス コーポレート・ガバナンス・ガイドライン＞

https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_guideline.pdf

＜コーポレート・ガバナンスに関する報告書＞

https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_report.pdf

2. 子会社の監査等委員会設置会社への移行(2019年4月1日付)

当社は、野村証券株式会社(代表執行役社長:森田敏夫)、野村アセットマネジメント株式会社(CEO兼執行役社長:渡邊国夫)、野村信託銀行株式会社(代表執行役社長:木村賢治)(以下、総称して「子会社3社」)を2019年4月1日付で監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。子会社3社は、各社に求められる社会的要請に応えるべくガバナンスを充実させるとともに、柔軟な経営体制を構築していきます。

なお、親会社である当社は、指名委員会等設置会社を維持します。

野村グループは、今後も「すべてはお客様のために」という基本観のもと、透明・公正かつ、迅速・果敢な意思決定を実現するガバナンス体制の強化・充実に努めていきます。

以上